

広島高等裁判所岡山支部 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求控訴事件  
国側当事者・国(倉敷税務署長)

平成22年1月21日棄却・上告

(第一審・岡山地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年2月17日判決、本資料259号-30・順号11143)

判 決

控訴人	甲
同訴訟代理人弁護士	余傳 一郎
同	永井 一郎
同補佐人税理士	富岡 正機
被控訴人	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
同指定代理人	高坂 富士夫
同	池永 真
同	箕牧 勝巳
同	安藤 直人
同	西原 広志
同	山根 明
同	林 嗣朗
同	赤堀 貴美
同	西岡 民裕
同	周布 京幸
処分行政庁	倉敷税務署長 檜崎 誠

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第一 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 倉敷税務署長が平成16年1月9日付けでした控訴人の平成12年分の所得税額の更正処分のうち、納付すべき税額19万3400円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 倉敷税務署長が平成16年1月9日付けでした控訴人の平成13年分の所得税額の更正処分のうち、還付されるべき税額24万3171円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分

をいずれも取り消す。

- 4 倉敷税務署長が平成16年1月9日付けでした控訴人の平成14年分の所得税額の更正処分のうち、還付されるべき税額227万0246円を超える部分及び過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

## 第二 事案の概要

- 一 控訴人は、平成12年分ないし平成14年分（以下「本件各年分」という。）の各所得税の確定申告において、不動産収入から借入金利息を必要経費として控除して不動産所得の計算をし、また、平成14年分の所得税について、控訴人の有価証券先物取引（以下「本件先物取引」という。）による所得は事業所得であるから、その損失は不動産所得等と損益通算されるべきであるのに、これをしていなかったとして更正の請求をしたが、倉敷税務署長は、当該借入金が必要経費として控除することにはできず、また、本件先物取引による所得は事業所得とは認められないから、その損失を不動産所得等と損益通算することはできないとして、平成16年1月9日付けで、本件各年分の所得税の各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）及び過少申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」といい、これと本件各更正処分とを併せて「本件各処分」という。）をした。

本件は、控訴人が本件各処分を不服として、本件各更正処分については本件各年分の確定申告ないし更正の請求にかかる金額を超える部分の取消しを、本件各賦課決定処分については本件各年分の金額全部の取消しをそれぞれ求めた事案である。

原審は、控訴人の請求を全て棄却したので、控訴人が控訴した。

## 二 前提事実

次のとおり付加訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の「1 前提事実」（原判決2頁5行目から同7頁10行目まで）に記載したとおりであるから、これを引用する。

- 1 原判決3頁9行目「原告は、」の次に「食品卸と不動産の管理を業としている」を、同10行目「代表取締役、」の次に「青果市場で青果物の荷受けを業とする」を、同行目「理事長、」の次に「仲買を業とする」を、同12行目「代表取締役であった。）、」の次に「果物の仲買を業とする」を、同13行目「取締役、」の次に「卸売市場を開設する」を、同15行目「者である」の次に「（控訴人本人）」をそれぞれ付加する。
- 2 原判決4頁24行目「訴えを提起した」の次に「（記録上明らか）」を、同5頁15行目「建築した（」の次に「甲6、」を、同25行目「支払った（」の次に「甲6、」をそれぞれ付加する。
- 3 原判決6頁4行目「15」を「13ないし15」と、同5行目「B」を「B」と各改め、同24行目「入金した（」の次に「甲5、6、乙7ないし9、」を付加する。
- 4 原判決7頁3行目から同5行目までを「部分である平成12年の151万0966円、平成13年の137万8475円、平成14年の130万3018円を必要経費と認めている（甲5）。」と改める。
- 5 原判決7頁9行目「持分」の次に「4分の3ずつ」を、同10行目「別表4-1」の次に「甲14ないし16」を各付加する。

## 三 争点及び争点に関する当事者の主張

次のとおり加除訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の「2 争点」及び「3 争点に関する当事者の主張」（原判決7頁11行目から同18頁22行目まで）に記載したとおりであるから、これを引用する。

- 1 原判決12頁11行目「多年にわたって」の次に「多数回、多額の」を、同13行目「独立して営まれ、」の次に「取引の経過、取引量及び取引額に鑑みると、」を各付加する。
- 2 原判決13頁7行目「原告は、」の次に「前記のとおり人的、物的設備を備えており、ディーリングルームについて」を付加し、同8行目「しかし」から同9行目までを「しかし、ディーリングルーム、専属アシスタントの経費を誰が負担していたかは、事業性を認定するための物的、人的設備の判断には影響がなく、別途検討、考慮すべき問題である。」と改め、同20行目末尾に「控訴人は、Bの理事長、Aの代表取締役等の業務の片手間に有価証券取引をしていたものではないし、仮に副業であるとしても、副業であることをもって事業性を否定する理由にはならない。」を付加する。
- 3 原判決14頁5行目末尾に「現在のように控訴人の借入金が多額となったのは、控訴人及びBの事業上の経営判断によるものであり、Bは人格なき社団として独立した権利主体性を有している控訴人とは別人格であるから、借入金は控訴人の自己資金ではなく、借入金が多額であることが事業性の認定に影響を及ぼすものではない。」を、同6行目「多々あるが、」の次に「多額の利益を上げている年度もあるのであって、」を各付加する。
- 4 原判決14頁14行目末尾に改行して次のとおり付加する。

「ク 当該事業が一定程度の安定した収益を期待できることは、所得税法の事業性を認定する要素にはならない。最高裁昭和60年9月12日第一小法廷判決は、取引により継続的に相当程度安定した収益が得られる可能性が極めて少ないことを商品先物取引が所得税法上の事業に該当しないことの一判断要素としているが、同判決は、人的、物的設備を設けていないこと、取引委託先の外務員を通じて取引をしていたという取引態様等を考慮して上記判示をしているのであり、有価証券先物取引の上記一般的、抽象的性格のみをもって事業該当性について判断するのは、上記判例の趣旨に反している。」
- 5 原判決15頁22行目「不動産地貸収入」を「不動産賃貸収入」と改め、同16頁2行目「借入れ」の次に「のうち9476万円」を付加する。
- 6 原判決16頁16行目「エ」の次に「控訴人が不動産一覧表3及び4の土地を購入する際に借り入れたと主張する4000万円は、同土地の売買日である昭和57年12月23日にI銀行倉敷支店から借り入れたものと思われるところ、当該借入金は、平成4年12月末の時点で既に全額返済されており、本件各年分において存在しないものであるから、当該借入金にかかる利息も存在しない。控訴人は、その後の借入金があることを理由に、上記借入金が実質的に返済されていないと主張するが、その後の借入金の利息を必要経費とすることはできない。

控訴人は、不動産一覧表3及び4の土地に設定された根抵当権設定登記が抹消されていないことが上記借入金の返済が未了であることの証拠であると主張する。しかし、根抵当権は、特定の債権を担保しているわけではないから、被担保債権が消滅すれば根抵当権も消滅するという附従性は存在しない。したがって、借入金4000万円が全額返済されたことと根抵当権の抹消登記がなされていないこととの間には、関連性がない。

控訴人は、妻である乙が借り入れた2000万円の利息168万円を、控訴人の必要経費として所得から控除されるべきと主張する。しかし、乙は、不動産一覧表3及び4の土地につい

て各4分の1の持分を有しているから、乙の借入金は、同人の不動産所得の計算上、同人の必要経費に算入されるべきか否かを検討すべきものであり、控訴人の必要経費として控訴人の不動産所得から控除されるものではない。」を付加し、同行目「3、4及び」を削る。

7 原判決17頁24行目「したものであり、そのうち不動産一覧表3、4及び6の土地」を「したものである。そのうち不動産一覧表3及び4の土地は、控訴人が、I銀行から、昭和57年12月23日に4000万円と2000万円（妻の乙借入名義）を借り入れて購入した。控訴人は、上記借入金を返済していたが、I銀行から下記のとおり新たな借入をした（乙19の1ないし6）。

- ① 昭和59年6月4日 昭和62年12月26日時点で残元金632万3183円
- ② 昭和59年11月7日 昭和62年12月31日時点で残元金1025万円
- ③ 昭和61年3月11日 昭和62年12月31日時点で残元金555万円
- ④ 平成2年11月21日 借入金5000万円
- ⑤ 平成2年11月21日 借入金5000万円
- ⑥ 平成2年11月21日 借入金3000万円
- ⑦ 平成3年11月13日 借入金5000万円
- ⑧ 平成3年11月13日 借入金3000万円
- ⑨ 平成3年11月13日 借入金5000万円
- ⑩ 平成4年9月25日 借入金4億円
- ⑪ 平成4年9月25日 借入金1億円
- ⑫ 平成4年10月12日 借入金3億円
- ⑬ 平成4年11月26日 借入金1億円
- ⑭ 平成4年11月30日 平成4年12月31日時点で残元金493万0374円
- ⑮ その後の借入状況は、原判決添付別表4のとおり

以上のとおり、控訴人は、昭和57年12月23日の合計6000万円の借入を、上記①以下の借入金をもって継続的に返済していた。

控訴人の平成14年末のI銀行からの借入残高は、15億3000万円であり、上記6000万円の借入は実質的に返済されていない。不動産一覧表3及び4の土地に設定された極度額4000万円と2000万円の根抵当権設定登記が抹消されていないのは、その証拠である。

したがって、上記4000万円の借入に対する年間利息336万円（約定利率8.4パーセント）と上記2000万円の借入に対する年間利息168万円（約定利率8.4パーセント）は、平成12年度ないし平成14年度の各年度毎の必要経費として、各年度の不動産所得から控除されるべきである。

そのうち不動産一覧表6の土地」と改める。

8 原判決18頁12行目冒頭に「有価証券の譲渡益は、昭和22年の改正で課税の対象とされたが、昭和28年の改正で一般的に課税の対象から除外され、代わりに有価証券の譲渡に対して有価証券取引税が課税されることになり、その後先物取引による所得等が例外的に課税の対象とされるにいたり、昭和63年12月の改正で株式等の譲渡益は、平成元年4月1日以降事業所得、譲渡所得、雑所得のいずれに該当するかを問わず他の所得と分離して20パーセントの税率で課税されることとなったが、平成11年度の改正で、かかる源泉分離みなし譲渡益課税は平成11年3月31日をもって廃止するが、平成14年3月31日まではその効力を有す

るとされ、さらにその後の改正で期限が延長され、平成15年1月1日からは申告分離課税に一本化されることになった。このように、先物取引を含む有価証券の譲渡益に対する課税は、変遷を重ねており、納税者は、どのように申告したらよいか判断するのが非常に困難な状態にあった。そこで、控訴人は、税理士を同行のうえ、」を付加する。

### 第三 当裁判所の判断

一 当裁判所も、控訴人の請求には理由がないと判断する。その理由は、次のとおり加除訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」の「1ないし4」（原判決18頁24行目から同27頁7行目まで）に記載したとおりであるから、これを引用する。

1 原判決19頁12・13行目「115、」の次に「134、176、」を付加し、同15行目「乙17」を「甲7、17、乙16の1ないし13」と改め、同20頁5行目「かれている（」の次に「甲17、」を、同13行目「125、」の次に「133、139、140、」を各付加する。

2 原判決20頁25行目「請求をし、」から同26行目までを「請求をした（乙17、20、控訴人本人177、184、185項、弁論の全趣旨）」と改める。

3 原判決21頁15行目「平成12年2月」を「平成12年12月」と改め、同18行目「できないではない」から同23行目「相当である。」までを次のとおり改める。

「考えられるかのようなのである。

しかしながら、同判決のいう事業所得の性質を満たしていると認めるためには、一定程度の安定した収益を期待できるかどうか、自己の負担のもとに相当の物的、人的設備を有するかどうか、当該業務が自己の計算と危険において独立して営まれているかどうかを判断する上で重要であるから、これらについて肯定的な事情があるかどうかなども検討すべきである。」

4 原判決22頁20・21行目「のであって、このような面からみると、原告の本件先物取引が」を「上、資金の多くを自らが経営するBに負っているのであって、このような面からみると、控訴人の本件先物取引は、自己の計算と危険において独立して営まれているとみるのは難しく、」と改める。

5 原判決22頁23行目「申告していた」の次に「上、ほかの年度には所得等として申告していなかったところ、平成15年8月28日以降、本件確定申告において、控訴人が従来必要経費としていた多額の借入金利息の計上が否認される事態となったため、控訴人は、本来であれば、事業所得を生ずべき事業を開始した時から1か月以内に所轄税務署長に提出すべき開業の届出書を同年12月15日に至って初めて提出して、開業日を平成元年1月1日まで遡らせた上、本件確定申告中の平成14年分において、本件先物取引による損失について不動産所得と損益通算をしていなかったことを理由として同年分所得税の更正の請求をした」を付加する。

6 原判決24頁2行目「431470万8338円」を「4314万8338円」と改め、同18・19行目「のほか、不動産に」を削る。

7 原判決24頁26行目「甲14、15、」の次に「22、23、」を付加し、同25頁1行目から同4行目「受けていること」までを「よれば、昭和57年12月23日、I銀行から弁済期を10年後と定めて、控訴人は4000万円、妻の乙は2000万円を借り入れ、同日、控訴人と乙は、控訴人の持分を4分の3、乙の持分を4分の1と定めて不動産一覧表3及び4の各土地を買い受け、当該各土地に、I銀行を権利者、控訴人を債務者とする極度額4000万

円及び乙を債務者とする極度額2000万円の各根抵当権を設定したこと」と改め、同14行目「上記の事実によれば、」の次に「乙が借り入れた2000万円については、同人が不動産一覧表3及び4の各土地の共有持分を取得するための買受資金に充てられたものであるから、その利息は同人の不動産所得の必要経費に算入される可能性はあっても、控訴人の不動産所得の必要経費となる余地はなく、控訴人は、」を付加し、同15行目「その資金が借り入れられた」を「4000万円と1500万円を借り入れた」と改める。

8 原判決25頁18行目末尾に改行して、次のとおり付加する。

「控訴人は、特に不動産一覧表記載3、4の土地の購入資金としての借入金について、昭和59年以降借換を繰り返していたことを理由に、上記借入金にかかる年間利息を平成12年度ないし平成14年度の不動産所得から必要経費として控除すべき旨主張する。しかし、前記認定の土地購入資金としての借入金弁済の経過に照らし、控訴人主張の借換があったとは言いがたい。のみならず、平成2年以降の控訴人主張の借換額は、当初の土地購入資金としての借入額よりも多額であり、本件先物取引等のためではないかと考えられるのであって、控訴人主張に沿う事実があったとみることはできない。

そのほか、不動産の取得資金にかかる借入金利息について、控訴人が平成12年度ないし平成14年の不動産収入を得るために直接要したとみることができる証拠はない。」

9 原判決25頁25行目冒頭に「租税法律関係においては、信義則の法理の適用については慎重でなければならず、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分にかかる課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に、初めて右法理の適用の是非を考えるべきものである（最高裁昭和62年10月30日第三小法廷判決・判時1262号91頁）。」を付加し、同26行目「事実をみても」を「事実が仮に存在したとしても、上記信義則の法理の適用基準に照らすと」と改める。

## 二 結論

以上によれば、本件各処分はいずれも適法であり、控訴人の主張には理由がないから本件控訴を棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所岡山支部第2部

裁判長裁判官 高田 泰治

裁判官 渡邊 雅道

裁判官 金光 秀明